

## 大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大淀町の中学校生徒が、中学校体育連盟が主催する近畿・全国中学校総合体育大会に、地域スポーツ団体等の所属により参加する際の補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付等)

第2条 町長は、近畿・全国中学校総合体育大会に、学校部活動以外の地域スポーツ団体等の所属によって参加する、大淀町に住民票を置く中学校生徒（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象経費、補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費に対し他の補助金等の交付を受けたときは、補助金の額から当該他の補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大会開催要項その他の大会内容が記載された書類
- (2) 大会出場者名簿その他の補助対象者が参加者であることを証する書類
- (3) 補助対象経費算定書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 第5条に規定する補助金交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の日の属する年度の3月31日までに、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大会成績の分かるもの
- (2) 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証する書類
- (3) 補助対象経費の明細を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金請求書(様式第5号)による。

(補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還の命令は、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金返還請求書(様式第6号)による。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助金の額
補助対象者の旅費	補助対象経費の額。ただし、本町一般職の職員の出張旅費の取扱基準に準ずる。(日当は含まない。)
補助対象者の宿泊費	補助対象経費の額。ただし、出場の範囲にあわせ1泊10,000円を上限とする。

様式第1号（第4条関係）

大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）大淀町長

（申請者）

住所

氏名及び保護者名

年度において、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金の交付を受けたいので、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 当該種目開催日

年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）

3 当該種目開催地

- 添付書類
- (1) 大会開催要項その他の大会内容が記載された書類
  - (2) 大会出場者名簿その他の補助対象者が参加者であることを証する書類
  - (3) 補助対象経費算定書
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付決定通知書

大教学 第           号  
年    月    日

(申請者)

住所

氏名及び保護者名                                  様

大淀町長

年    月    日付けて申請のあった大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金については、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金の額                                  金                                  円

2 補助目的について

近畿・全国中学校総合体育大会への町内中学生の参加に要する経費を補助することにより、町内中学生のスポーツ活動を奨励するとともに、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

様式第3号（第6条関係）

大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）大淀町長

（交付決定者）

住所

氏名及び保護者名

年 月 日付け大教学 第 号により補助金交付決定の通知があった近畿・全国中学校総合体育大会に次のとおり参加したので、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 補助金申請額 金 円

2 当該種目開催日

年 月 日（ ） ～ 月 日（ ）

3 当該種目開催地

- 添付書類
- (1) 大会成績の分かるもの
  - (2) 補助対象経費に係る領収書その他の支出を証する書類
  - (3) 補助対象経費の明細を記載した書類
  - (4) その他町長が必要と認める書類

大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金確定通知書

大教学 第 号  
年 月 日

（申請者）

住所

氏名及び保護者名 様

大淀町長

年 月 日付けて提出された大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加実績報告書を審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補助金の確定額 金 円

2 補助目的について

近畿・全国中学校総合体育大会への町内中学生の参加に要する経費を補助することにより、町内中学生のスポーツ活動を奨励するとともに、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金請求書

（宛先）大淀町長

（交付決定者）

住所

氏名及び保護者名

年 月 日付け大教学 第 号により補助金交付決定の通知があった大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金について、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

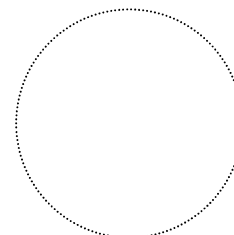
2 振込先 ※補助金交付申請者名義の取扱金融機関名、口座番号を記入してください。

金融機関名		本支店名					
口座種別	当座・普通	口座番号					
(フリガナ) 口座名義人							

町使用欄

歳出科目（節） — — — —	請求日 <input type="checkbox"/>	検収印
	請求者 <input type="checkbox"/>	
支払予定日 年 月 日	支払額 <input type="checkbox"/>	
	口座番号 <input type="checkbox"/>	

受付印



大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金返還請求書

大教学 第        号  
          年    月    日

様

大淀町長

大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金について、大淀町中学校生徒の近畿・全国中学校総合体育大会参加補助金交付要綱第9条の規定により、返還金を請求します。

記

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1 交付（決定・確定）額 | 円           |
| 2 既交付済額      | 円           |
| 3 返還請求額      | 円           |
| 4 納付期限       | 年    月    日 |
| 5 返還方法       |             |
| 6 返還を請求する理由  |             |



## 一般職の職員の出張旅費の取扱基準について

平成6年7月1日制定(平成6年7月1日施行)

平成10年3月19日一部改正(平成10年4月1日施行)

平成10年11月25日一部改正(平成10年11月25日施行)

平成11年12月15日一部改正(平成12年1月1日施行)

平成15年3月20日一部改正(平成15年4月1日施行)

平成24年3月26日一部改正(平成24年4月1日施行)

### 1 東京へのお出張

- (1) 東海道・山陽新幹線のぞみ号普通車指定席の往復利用を認める。
- (2) 近鉄線利用区間は、特急の利用を認める。

### 2 東京以外への県外出張

- (1) 近鉄線利用区間は、特急の利用を認める。ただし、普通列車を利用した際に要する移動時間が概ね30分以上である駅以遠へのお出張に限る。
- (2) 東京以外の遠方(通常、宿泊を必要とする地域)へのお出張は、距離、所要時間、交通機関の状況等に応じ、東京出張の場合に準じて合理的、経済的な鉄道賃等とする。

### 3 市内交通費

- (1) 原則として、鉄道、バスを利用する。(区間と料金を明示して請求する。)ただし、出張先の所在地が不明瞭な場合等は、タクシーの利用を認める。
- (2) 町長等に随行の場合等において、必要があるときは、タクシー利用を認める。この場合、出張命令簿の摘要欄にその旨を明記する。
- (3) タクシー代の請求には、領収書を必要とする。ただし、領収書を徴する時間がないとき等やむを得ない場合は、区間と料金を明示する。

### 4 日当

- (1) 条例第6条第6項ただし書の町長が別に定める場合は、次のとおりとする。
  - ア 出張に伴う宿泊に要する費用(夕食代及び朝食代を含む。)の全部が町の経費(負担金その他これに類する目的で支出される経費を除く。以下同じ。)以外の経費で賄われる場合
  - イ 町の経費以外の経費の額が宿泊料と日当の合計額以上である場合
- (2) したがって、日当が支給されることとなるのは、次の場合に限るものとする。
  - ア 宿泊料が支給される場合(旅費の調整が行われ、宿泊料の額が減額される場合を含む。)
  - イ 宿泊を伴う出張で、かつ、旅費の調整が行われる場合(アに掲げる場合を除く。)

く。)で、町の経費以外の経費の額が宿泊料の額以上宿泊料と日当の合計額未満である場合

- (3) 条例第6条第6項第1号の場合における同項の「旅行中の日数」とは、宿泊の日数とする。前記(1)及び(2)における日当の額の算定についても、同様とする。

## 5 日額旅費

- (1) 研修等を受ける地までの往復に要する費用が必要な場合は、当該往復に要する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額とする。
- (2) 車賃は、原則として研修等を受ける地の最寄りの駅までの最も効率的な経路による鉄道料金(鉄道の路線がない場合にあつては、バス料金、鉄道及びバスの路線がない場合にあつては、総務課長と協議して定めた額)により算出する。
- (3) やむを得ず、自宅等勤務地以外の地から直接、研修等を受ける地まで赴く場合の旅費は、自宅等から研修等を受ける地までの区間で算出し、当該区間に当該職員が通勤手当を受けている区間と重複する区間がある場合は、当該区間に係る旅費は算出しないものとする。
- (4) 日当は、その研修等の日数に応じ、任命権者が町長と協議してその都度定める額とする。
- (5) 宿泊に要する費用が研修等委託先団体等で定められている場合は、受講料等と同様に「委託料」等の費目から支出する。ただし、宿泊施設が指定されていない等のため宿泊代が必要な場合には、その研修等の日数に応じ、任命権者が町長と協議してその都度定める額の宿泊料を支給する。

## 6 その他

- (1) 町長、議長等(教育長を含む。)に随行の場合は、町長等と同じ鉄道賃とする。
- (2) 他の市町村職員と同一行動の出張についても、原則として条例の規定に基づく旅費とする。ただし、統一行動費が定められている場合及び鉄道賃等が別途支給される場合等は、その出張に要する費用の額とする。
- (3) 県外出張(通常、宿泊を必要とする地域のみ)の鉄道賃等については、「概算払」で請求し、総務課長の決裁(合議)を受ける。ただし、概算払の決裁を受ける時間的余裕がないときは、出張命令簿(口頭を含む。)により決裁を受け、旅費の請求ができるものとする。